

告 示

埼玉県告示第四百七号

利根川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、埼玉県県土整備部水辺再生課及び埼玉県さいたま県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 河川の名称

綾瀬川

二 指定に係る河川区域の存する区間

大門上池調節池

右岸 さいたま市緑区美園二丁目四番地先

三 指定に係る河川区域

関係図書の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第

一項第一号及び第二号の区域以外の区域